

令和7年6月19日

## 郵政民営化法改正法案の国会提出について

一般社団法人全国信用組合中央協会  
会 長 柳 沢 祥 二

令和7年6月17日、郵政民営化法改正法案が国会に提出されました。

郵政民営化法においては、その基本理念において「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを掲げるとともに、日本郵政に対して、ゆうちょ銀行の全株式のできる限り早期の処分を定めており、私どももかねてより、公正な競争条件の確保においては、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが必要と主張してまいりました。

しかしながら、今回提出された改正法案では、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式の処分について、「できる限り早期に」との文言が削除されているほか、日本郵政に対し、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課すことが定められております。

また、ゆうちょ銀行の預入限度額等の上乗せ規制に関しては、本改正法案の附則において、3年ごとに行われる検証の場で規制の在り方について、郵政民営化委員会および政府が検討することを定めた条項が規定されておりますが、当分の間、間接的な政府出資が維持されることで、完全民営化への道筋が不透明な状況が継続する中での上乗せ規制の緩和・撤廃は認められるべきではありません。

ゆうちょ銀行の上乗せ規制が緩和・撤廃されることでの業容拡大は、地域金融機関の経営に甚大な影響を及ぼすものであり、地域における信用創造機能やコンサルティング支援機能の低下等を通じて、地域の金融システムや地域経済へ悪影響が及ぶことが懸念されることから、今後の検討に当たっては、間接的な政府出資が当分の間残ることを前提に、改めて民間金融機関との公正な競争条件が確保されているか検討されることが重要と考えます。

今後の法案に係る審議にあたりましては、私どもの意見等にご配慮いただき、議論を進めていただきますよう強く要望いたします。

以 上